特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
3	後期高齢者医療事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
古河市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
古河市長

公表日
令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者医療に関する業務を実施している。 ①後期高齢者医療広域連合で決定された年間保険料を基に保険料(期割)賦課している。 ②収納業務を行い、納期限までに徴収できない場合、滞納整理業務を実施する。 ③口座情報をもとに金融機関に保険料の徴収を依頼する。 ④被保険者からの各種申請受付や証の交付等の窓口事務を実施している。
③システムの名称	後期高齢者医療システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、共通宛名システム、年金集約システム、中間サーバ、広域連合電算処理システム

2. 特定個人情報ファイル名
1. 被保険者情報ファイル　2. 保険料情報ファイル　3. 収納情報ファイル　4. 特別徴収ファイル　5. 滞納情報ファイル 6. 口座情報ファイル　7. 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 〈情報の照会の根拠〉 117の項 〈情報提供の根拠〉 115の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康推進部　国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	古河市　総務部　総務課　茨城県古河市下大野2248番地　電話0280-92-3111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	古河市　健康推進部　国保年金課　茨城県古河市長谷町38番18号　電話0280-22-5111

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。また、特定個人情報を取り扱う際には、一人ではなく、複数人で確認を行うようにしている。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、特定個人情報を含む申請書等の書類は、施錠できる書棚に保管することを徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	5.評価実施機関における担当部署　①部署	健康福祉部　国保年金課	生活安全部　国保年金課		
	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	国保年金課長　赤澤　英夫	国保年金課長　青木　秀夫		
	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	古河市　健康福祉部　国保年金課　茨城県古河市長谷町38番18号　電話0280-22-5111	古河市　生活安全部　国保年金課　茨城県古河市長谷町38番18号　電話0280-22-5111		
平成29年6月1日	5.評価実施機関における担当部署　②所属長	国保年金課長　青木　秀夫	国保年金課長　高橋　和子	事後	
平成29年6月1日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつの時点の計数か	2014/11/30	2017/5/1	事後	
平成29年6月1日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数　いつの時点の計数か	2014/11/30	2017/5/1	事後	
平成29年6月1日	公表日	2015/3/31	2017/5/1		
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつの時点の計数か	2017/5/1	2019/5/1	事後	
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数　いつの時点の計数か	2017/5/1	2019/5/1	事後	
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式の変更に伴う変更
令和1年6月28日	公表日	2017/5/1	2019/6/28		
令和2年3月23日	1.特定個人情報を取り扱う事務②事務の概要	（後期高齢者医療標準システムの窓口端末評価書は、広域連合が評価書テンプレートは配	削除	事後	記載誤りのため
令和2年3月23日	公表日	2019/6/28	2020/3/23		
令和2年6月30日	3.個人番号の利用　法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）	事後	
令和2年6月30日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）	事後	
令和2年6月30日	5.評価実施機関における担当部署　①部署	生活安全部　国保年金課	健康推進部　国保年金課	事後	
令和2年6月30日	8.特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問い合わせ	古河市　生活安全部　国保年金課　茨城県古河市長谷町38番18号　電話0280-22-5111	古河市　健康推進部　国保年金課　茨城県古河市長谷町38番18号　電話0280-22-5111	事後	
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつの時点の計数か	2019/5/1	2020/6/1	事後	
令和2年6月30日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数　いつの時点の計数か	2019/5/1	2020/6/1	事後	
令和2年6月30日	公表日	2020/3/23	2020/6/30		
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつの時点の計数か	2020/6/1	2021/6/1	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数　いつの時点の計数か	2020/6/1	2021/6/1	事後	
令和3年7月1日	公表日	2020/6/30	令和3年7月1日		
令和3年9月10日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上	（番号法）第１９条第７号	（番号法）第１９条第８号	事後	
令和3年9月10日	公表日	令和3年7月1日	令和3年9月10日		
令和4年9月12日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事	後期高齢者医療の保険料の期割・徴収事務	後期高齢者医療に関する事務	事後	
令和4年9月12日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者業務を実施している。	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者医療に関する業務を実施している。	事後	
令和4年9月12日	Ⅰ関連情報　1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務③シ	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、共	後期高齢者医療システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口	事後	
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつ時点の計数か	2021/6/1	2022/6/1	事後	
令和4年9月12日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数　いつ時点の計数か	2021/6/1	2022/6/1	事後	
令和5年11月14日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつ時点の計数か	2022/6/1	2023/6/1	事後	
令和5年11月14日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数　いつ時点の計数か	2022/6/1	2023/6/1	事後	
令和7年3月31日	3.個人番号の利用　法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）	・番号法第９条第１項　別表85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め	事後	番号法の改正による
令和7年3月31日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表	事後	番号法の改正による
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目1．対象人数　いつ時点の計数か	2023/6/1	2025/1/31	事後	
令和7年3月31日	Ⅱしきい値判断項目2．取扱者数　いつ時点の計数か	2023/6/1	2025/1/31	事後	
令和7年3月31日	Ⅳ　リスク対策 ８　人手を介在させる作業	―	新設	事後	新様式への移行
令和7年3月31日	Ⅳ　リスク対策 11　最も優先度が高いと考え	―	新設	事後	新様式への移行